

大学院法学研究科博士論文審査基準

博士(法学)及び博士(政治学)の学位論文は、法学研究科において、以下に掲げる点を総合的に考慮し、論文提出者が、法学又は政治学の分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められた場合に合格とする。

①研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に、学術的及び社会的意義が認められること

②研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連づけつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること

③論旨の一貫性

結論がそれまでの展開を踏まえて論理的且つ明確に導出されていること

④独創性(オリジナリティ)

研究テーマ、問題設定、分析方法等に注目すべき独創性が認められること

⑤社会又は学会等への貢献

社会への貢献が期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること

⑥その他

①～⑤以外の観点から、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有すると認められること

大学院法学研究科博士論文形式要件

博士(法学)及び博士(政治学)の学位論文の形式要件は、以下の通りとする。

①法学研究科が定める博士学位取得プロセスを経た上で提出すること

②原則として、日本語で作成すること(ただし、研究分野の性質上、あるいは研究成果を発表する上で、英語を用いる必要が認められるなどの場合には、英語で作成することを認める)

③本文 12 万字程度(英語の場合は本文 6 万 6,000 words 程度)であること(ただし、上限は設けない)

④文献の引用方法、注、図表、資料、参考文献リスト等の取扱いについて、統一的な基準は設けないが、各研究領域の一般的な基準によること

<参考>

大学院設置基準第14条の2第2項

大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

大学院設置基準第4条第1項

博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。